府令・省令

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第六号

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和七年経済産業省令第十七号）の施行に伴い、生産工程効率化等設備に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年四月一日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

生産工程効率化等設備に関する命令の一部を改正する命令

生産工程効率化等設備に関する命令（令和三年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
1～3　（略）	1～3　（略）
4　第二項各号の式中のエネルギー起源二酸化炭素排出量は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる数値とする。ただし、業態特性や固有の事情等がある場合は、これを考慮するものとする。 一　事業所のエネルギー起源二酸化炭素排出量　設備を導入する事業所の次に掲げる二酸化炭素の排出量を合計した量 イ　燃料（都市ガスを含む。）の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するもの並びに他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。） ロ　他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量 ハ　他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量	4　第二項各号の式中のエネルギー起源二酸化炭素排出量は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる数値とする。ただし、業態特性や固有の事情等がある場合は、これを考慮するものとする。 一　事業所のエネルギー起源二酸化炭素排出量　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号。次号において「省エネ法施行規則」という。）様式第９指定―第10表１の「エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素」として同表備考１の規定により計算される数値
二　事業者全体のエネルギー起源二酸化炭素排出量　事業者全体の前号イからハまでに掲げる二酸化炭素の排出量を合計した量	二　事業者全体のエネルギー起源二酸化炭素排出量　事業者全体における「エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素」として同表備考３及び備考４の規定により計算される数値
5　（略）	5　（略）

附　則

この命令は、令和七年四月一日から施行する。

内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の施行に伴い、並びに産業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令（昭和二十四年政令第四百八号）第一条第五項の規定に基づき、並びに同令を実施するため、産業標準化法に基づく登録申請手数料の額の計算等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年四月一日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

産業標準化法に基づく登録申請手数料の額の計算等に関する命令の一部を改正する命令

産業標準化法に基づく登録申請手数料の額の計算等に関する命令（昭和五十五年厚生省・通商産業省・運輸省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（在勤官署の所在地）	（在勤官署の所在地）
第一条　産業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令（昭和二十四年政令第四百八号。以下「令」という。）第一条第一項第二号、第三号、第三項第二号及び第三号の認証機関審査旅費の額、第一条第一項第五号、第六号、第八号、第九号、第三項第五号、第六号、第八号及び第九号の試験所審査旅費の額並びに第六条第一項及び第二項の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）を計算する場合において、当該審査のため、その地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和	**第一条**　産業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令（昭和二十四年政令第四百八号。以下「令」という。）第一条第一項第二号、第三号、第三項第二号及び第三号の認証機関審査旅費の額、第一条第一項第五号、第六号、第八号、第九号、第三項第五号、第六号、第八号及び第九号の試験所審査旅費の額並びに第六条第一項及び第二項の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）を計算する場合において、当該審査のため、その地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和